

## 平成24年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 平成24年 9月26日

招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場

開会（開議） 平成24年 9月26日（水）9時36分 宣告

会議録署名議員の氏名 8番 石田茂春 議員 9番 高宮陽一 議員

### 1、出席議員

1番	安部大助	6番	小野昌士	11番	遠藤義光
2番	前田芳樹	7番	齋藤昭一	12番	池田信博
3番	平田文夫	8番	石田茂春	14番	福田晃
4番	齋藤幸廣	9番	高宮陽一	15番	安部和子
5番	是津輝和	10番	米澤壽重	16番	松森豊

### 1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町長	松田和久	定住対策課長	八幡哲
副町長	門脇裕	農林水産課長	池田高世偉
教育長	山本和博	下水道課長	村上孝三
総務課長	齋藤福昌	建設課長	井川善寿
会計管理者	村上静夫	水道課長	山崎龍一
企画財政課長	大庭孝久	総務学校教育課長	岩水守
税務課長	脇田千代志	生涯学習課長	大上博人
町民課長	佐々木秋幸	布施支所長	山川由夫
福祉課長	池田茂良	五箇支所長	長田栄
保健課長	井川芳樹	都万支所長	高梨康二
環境課長	浅生久	総務課長補佐	野津浩一
観光課長	吉田誠	企画財政課長補佐	鳥井登

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 宮本智幸 事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 4人

1、町長提出議案の題目

- 議 第72号 平成24年度隠岐の島町一般会計補正予算(第3号)
- 議 第73号 平成24年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)
- 議 第74号 平成24年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計補正予算(第1号)
- 議 第75号 平成24年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計補正予算(第1号)
- 議 第76号 平成24年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計補正予算(第1号)
- 議 第77号 平成24年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議 第78号 平成24年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議 第79号 平成24年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)
- 議 第80号 隠岐の島町防災会議条例の一部を改正する条例
- 議 第81号 隠岐の島町災害対策本部条例の一部を改正する条例
- 議 第82号 隠岐の島町印鑑条例の一部を改正する条例
- 議 第83号 隠岐の島町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議 第84号 隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議 第85号 隠岐の島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第86号 隠岐の島町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第87号 隠岐の島町公営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 議 第88号 隠岐の島町若者定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第89号 工事請負契約の締結について〔町道中町中条線道路改良工事〕
- 議 第90号 物品購入契約の締結について〔小型ノンステップバス〕
- 議 第91号 物品購入契約の締結について〔小型動力ポンプ付水槽車〕
- 議 第92号 物品購入契約の締結について〔小型動力ポンプ付積載車〕

議 第 93 号 町道路線の認定、変更及び廃止について

認定第 1 号 平成 23 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2 号 平成 23 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 3 号 平成 23 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4 号 平成 23 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5 号 平成 23 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6 号 平成 23 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7 号 平成 23 年度隠岐の島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 8 号 平成 23 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 9 号 平成 23 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算に認定について

認定第 10 号 平成 23 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 11 号 平成 23 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 12 号 平成 23 年度隠岐の島町中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 13 号 平成 23 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 14 号 平成 23 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について

議事の経過

議長（池田信博）

ただ今から、平成 24 年第 3 回隠岐の島町議会定例会を開会します。

（ 開 議 宣 告 9 時 3 6 分 ）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

## 日 程 第 1、会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第 118 条の規定により、8 番：石田茂春 議員、  
9 番：高宮陽一 議員を指名します。

## 日 程 第 2、会 期 の 決 定

「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 10 月 5 日までの 10 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

従って、会期は本日から 10 月 5 日までの 10 日間に決定いたしました。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

( 本会議休憩宣告 9 時 3 6 分 )

( 全員協議会開会宣告 9 時 3 6 分 )

議長 ( 池 田 信 博 )

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

( 本会議再開宣告 9 時 4 6 分 )

## 日 程 第 3、議 員 提 出 議 案 の 上 程 及 び 審 議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日、お手元に配付のとおり、1 件の議案が議員提案されました。

本案は、隠岐の島町議会会議規則第 14 条第 1 項、2 項の規定により議員提案の要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました 1 件の議員提出議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

発議第 5 号「竹島の領土権確立のために国の早急な対策を求める意見書」について、提出者から提案理由の説明を求めます。

8 番：石田茂春 議員

8 番 ( 石 田 茂 春 )

発議第 5 号 竹島の領土権確立のために国の早急な対策を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第 14 条第 1 項、第 2 項の規定により

提出いたします。

平成 24 年 9 月 26 日

提出者 隠岐の島町議会議員 石 田 茂 春  
賛成者 隠岐の島町議会議員 安 部 大 助  
賛成者 隠岐の島町議会議員 前 田 芳 樹  
賛成者 隠岐の島町議会議員 平 田 文 夫  
賛成者 隠岐の島町議会議員 是 津 輝 和  
賛成者 隠岐の島町議会議員 小 野 昌 士  
賛成者 隠岐の島町議会議員 齋 藤 昭 一  
賛成者 隠岐の島町議会議員 高 宮 陽 一  
賛成者 隠岐の島町議会議員 米 澤 壽 重  
賛成者 隠岐の島町議会議員 遠 藤 義 光  
賛成者 隠岐の島町議会議員 福 田 晃  
賛成者 隠岐の島町議会議員 安 部 和 子  
賛成者 隠岐の島町議会議員 松 森 豊

隠岐の島町議会議長 池 田 信 博 様

発議第 5 号について提案理由の説明を申し上げます。

韓国の李明博大統領は、8 月 10 日に日本政府の中止要請を無視し、隠岐の島町の竹島へ不法上陸を強行しました。竹島は、歴史的事実に照らしても、国際法上も明らかに我が国固有の領土であります。韓国側は我が国の主張を認めず、竹島を不法に占拠し続けており、加えて昨今の挑発的で一方的な言動は、隠岐の島町民はもとより日本国民の感情を著しく傷つけ、竹島の領有権確立に努めてきた我々としても極めて遺憾であります。

この際、竹島が我が国の領土であることを踏まえ、政府の責任の下に、政府内に専門部署の早急な設置と、問題解決に向けて「竹島を守る」という真に機能する強固な体制の整備を図り、また、子どもたちへの教育の徹底と、隠岐の島町に竹島歴史資料館等を是非とも建設をしてほしい。

なお、国内世論に対して、領土権の正当性の啓発をし、国家の意思を国際社会に明示する必要があります。

よって、政府及び国会にあっては、竹島の領土権確立のために、早急な対策を講じるよう強く求めるものであります。

以上のことから、別紙のとおり意見書を提出するものであります。

なお、意見書提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、内閣官房長官、以上です。

議長（池田信博）

以上で「提案理由の説明」を終ります。

発議第5号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

次に、これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発議第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

「起立多数」であります。

従って、発議第5号は原案のとおり可決されました。

#### 日 程 第 4、諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る、平成24年第2回定例会以降の議会に関する行事・会議などは、お手元に配付した資料のとおりであります。

主なるものをご報告申し上げます。

6月30日には、第21期株式会社隠岐振興定時株主総会が隠岐ビューポートホテルで開催され、隠岐島議長会会長として出席いたしました。欠員による監査役の選任があり、私が就任いたしました。

7月2日には、隠岐の島町交通安全対策協議会総会に出席いたしました。総会では、平成23年度事業報告と平成24年度事業計画案について審議いたしました。

7月3日には、隠岐空港利用促進協議会第1回理事会があり出席いたしました。

7月4日には、神奈川県松田町議会議員5名と松田町の町長も同行し、行政視察に来町いたしました。

視察内容は、隠岐の島町合併誕生の経緯と各町村での議会での論議、その効果についてと、ウルトラマラソンによる観光振興について調査されました。

7月10日には、佐賀県唐津市議会議員4名が来町し、隠岐島ウルトラマラソンについて、風力発電について調査を行いました。

7月17日には、島根県議会の中山間地域・離島振興特別委員会が来島され、本町経済団体との意見交換に始まり、隠岐ジオパークと新隠岐病院の視察を行いました。

7月19日から20日にかけて、東京都議会議員5名が行政視察に来町いたしました。視察内容は、地場産業の現状と、島内人口の増加対策、新隠岐病院とドクターヘリの運航状況、ジオパークについて調査をいたしました。副議長と各常任委員長が対応いたしました。

同じ日に、私は、全国離島振興市町村議会議長会理事会・総会が東京都の全国町村議員会館で開催され出席いたしました。

総会では、会務報告に始まり、離島振興法の一部を改正する法律案の成立についての報告、平成23年度決算報告、会長の選任について協議し、会長には、長崎県対馬市議会議長の作元義文氏が就任いたしました。あと、平成25年度離島の振興に関する要望について、14項目が決議されました。

7月28日から29日にかけて、新隠岐病院開院を記念して、第14回隠岐古典相撲大会が開催されました。約2,500名の応援者の中、200名の力士が夜を徹し300番に及び取り組みが行われました。この伝統ある相撲は、隠岐島にとって大切な行事であり後世にまで引き継ぐことの大切さを感じました。

7月30日から31日の両日、静岡県焼津市議会議員が行政視察に本町を訪れ、新規自営漁業者定着支援事業や隠岐の島町観光宣伝事業、隠岐の島町UIターン者の促進事業等について調査を行いました。

8月1日には、山口県議会議員3名が訪れ、隠岐ジオパークについて調査を行いました。また、同日には、隠岐空港ジェット機就航初便行事があり出席いたしました。その後、議会運営委員会が開催され、第2回臨時会の開催日程と、第3回議会定例会の会期日程について協議いたしました。

8月15日には、恒例の隠岐の島町成人式が隠岐島文化会館で挙行され、新成人127名の出席があり、お祝いをいたしました。本町の将来を担う若者の今後の活躍に期待するところがあります。

8月20日から23日にかけて、平成23年度の決算審査が実施されました。

8月20日から22日まで、教育民生常任委員会一行が行政視察に出かけました。今回は、和歌山県みなべ町を視察し、国民健康保険の現状と課題についてと、保健事業について調査いたしました。

今回の視察には、執行部より保健課長も随行しました。ご協力ありがとうございました。

後日、委員長から報告があるものと思います。

8月21日には、奥出雲町議会議員5名が行政視察に訪れました。内容は、国民健康保険税について熱心に調査をされたように感じました。

8月25日には、第17回キンニャモニャ祭りが海士町で開催され出席いたしました。

8月27日から30日にかけて、総務産業建設常任委員会の一行が行政視察に出かけました。私も同行いたしました。視察先は和歌山県串本町で、町の活性化の状況や県の水産試験場等養殖状況について視察いたしました。実りある視察であったように感じました。地元町議会と事務局の皆様には大変お世話になりました。後刻、改めて委員長より報告があると思います。

8月31日には、「島根県市町村議会広報研修会」が松江市で開かれ、議会広報調査特別委員長が出席して研鑽を深められております。

9月4日には、第2回臨時会が開催されました。次の定例会までに待つわけにはいかない議決を要する案件4件につき、審議の結果、議決を得たところであります。

9月10日には、平成23年度決算審査結果について、町長へ監査委員より報告がありました。この後、審査結果の報告が大西代表監査委員よりございます。

9月13日には、鳥取県議会議員1名が行政視察に来町いたしました。調査内容は、竹島に関する調査であり、対応を竹島対策特別委員長と副委員長にお願いをいたしました。

9月14日には、第2回隠岐の島町全国凧揚げ大会実行委員会が開催され出席いたしました。開催日は、10月14日であり、この凧揚げには、「返せ竹島」をテーマに啓発活動の一環として、期成同盟会が主となり、隠岐の島町議会の協力のもと凧を揚げることといたしました。

9月15日、第42回島後地区交通安全大会が五箇地区で開催され他の議員と共に参加いたしました。

9月16日には、平成24年度隠岐の島町消防団夏季訓練・消防操法大会が開催され副議長と議員各位が出席いたしました。

9月21日には、議会運営委員会が開催され、一般質問通告書の点検やその他の案件につき協議いたしました。

続いて、去る6月定例会において議決されました議員提出議案について、お手元に配付した「意見書処理報告書」のとおり関係先に送付いたしました。

次に、関係先に送付した意見書の発議第4号「第3期竹島問題研究会の早期設置と常設を島根県に求める意見書について」は、島根県から回答書が届いておりますので、回答書の写

しをお手元に配付し報告いたします。

最後に、議員の派遣について別紙のとおり派遣いたしましたので、ご報告いたします。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので、必要に応じご覧ください。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

## 日 程 第 5、行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：町長

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

「皆さんおはようございます。」

平成24年第3回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

猛暑日の続きました夏も過ぎ去り、早朝の清々しい空気が秋の訪れを感じさせてくれるそのような今日この頃でございますが、議員各位におかれましては、益々ご壮健のご様子、まずいってお慶び申し上げます。

本日は、平成24年第3回隠岐の島町議会定例会を招集させて頂きましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にも関わりませずご出席を頂き誠にありがとうございます。

本議会は、平成24年度一般会計及び特別会計の補正予算、条例の一部改正及び工事請負契約の締結並びに平成23年度決算認定案件など36件の諸議案をご提案させて頂いております。

どうか、十分なるご審議を頂きますとともに、私ども執行部に適切なご指導を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

それでは、6月に開催をいたしました、第2回定例会以降の、主な事項につきまして、ご報告を申し上げます。

最初に、竹島の領土権確立に関します昨今の様々な動きについて、ご報告申し上げます。

皆様、既に報道等でご承知のとおりでございますが、去る8月10日、韓国の李明博大統領が竹島に上陸をいたしました。

日本政府による中止要請にも関わりませず、韓国大統領が竹島へ上陸いたしましたことは、極めて遺憾であり、強い憤りを禁じ得ないところでございます。

また、8月14日に李明博大統領は、天皇陛下の韓国ご訪問につきまして極めて、不適切と思われる、非礼な発言を行なっております。

さらに、韓国は、8月19日に大統領直筆の文字を刻んだ石碑の除幕を行い、竹島について

世界ジオパークへの登録を目指す方針を固めたとの報道もされたところでございます。

日本政府は、8月17日に竹島問題に対する国際司法裁判所への提訴に向けた手続きに入ることを発表をいたしました。

また、一連の竹島の領土問題に関します体制強化を図るために、藤村官房長官が8月23日の衆議院予算委員会におきまして、竹島を巡る領土問題に対処する専門部署を政府内に設置する考えを示されました。これは、竹島領土権確立隠岐期成同盟会といたしまして島根県とともに長年要望してまいってきたことございまして、領土権の確立に向けた政府の姿勢が大きく前進したものと評価をしているところでございます。

さらに、8月24日衆議院本会議におきまして、韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議が採択をされ、同日、野田首相が竹島問題に関する記者会見において、竹島問題に関する日本政府の立場を説明され、今後の具体的な取り組みといたしまして、まず一つが国際司法裁判所への提訴など国際法に沿った解決の実現を目指す、二番目が国内外への情報発信の強化や国民世論啓発のための国内新聞70紙によります政府広報、そして三つ目が政府の体制強化、これらが表明されたところでございます。

また、8月29日の参議院本会議におきましても、同様の決議が議決されたところでございます。

一方、島根県においては、県議会が9月13日、「竹島領土権確立に関する決議」を賛成多数で可決をいたしております。また、県の竹島資料室は、来館者が8月の韓国大統領が竹島上陸して以来、約3倍に増えて来ていることから、10月から開館日を土、日、祝日にも拡大し、広報啓発を図ることと今いたしているところでございます。

島根県町村会は、8月28日溝口知事に、政府へ強力に働きかけをお願いする15項目の要望活動を行いました。

その中で、竹島の領有権の早期確立に向けまして、内閣府に竹島問題を所管する組織の新たな設置や国の啓発施設といたしまして「竹島漁撈歴史記念館」を隠岐の島町に建設することなどを要望いたしました。

その要望項目の中に、国境地域に対する特別な支援ということで、隠岐における分屯地の設置など自衛隊配備体制の充実が挙げられておりますが、北朝鮮情勢が一段と緊迫する中で知事の発言を受けまして、島根県として町村会全体といたしまして、要望事項として今後、政府が分屯地などに本町に設置するということを知事が要望されておりますが、そういう方向性が出されるとするならば、その方向性につきましては、当然町民の皆様方にもまだ一度

も伺ったこともございませんし、そういう問題も出たこともありません。今後見極めながら、町民の皆さんに意見を伺うべきであるとのように考えておりました。議会、関係自治体などとも十分に協議させて頂きたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いをいたしたいと思っております。

さて、本町では一日も早い竹島問題の解決を願い、9月29日に五箇地区区長会及び久見漁師会の皆様が主催をいたしまして、山田地区の笠松牧野入口付近におきまして、「サンフランシスコ平和条約60周年記念植樹式」が開催されることとなり、島根県及び竹島領土権確立隠岐期成同盟会が後援をすることといたしております。当日は、40人を超える関係者が出席をし、60年ぶりに記念植樹が行われる予定となっているところでございます。

次に、平成23年度隠岐の島町優良建設工事の表彰につきまして、ご報告を申し上げます。

本町では、建設業者の施工技術の向上、そして工事の適正かつ施工の確保を図ることを目的に、他の模範となる優良な建設工事を表彰する制度を定めております。

去る7月2日、平成23年度完成をいたしました工事のうち、表彰対象となります成績評定80点以上の2社を表彰させて頂きました。

受賞者及び工事名は、土木部門におきましては、工事種別が「下水道」で、徳畑建設株式会社様の公共下水道管路布設、これは西町吉田2工区工事でございますが、それと、その他部門では、工事種別が「さく井」で、株式会社日本海技術コンサルタンツ様の郡52号線地すべり災害復旧応急工事を、それぞれ表彰させて頂いたところでございます。

本町では、今後も表彰制度を続けて行く考えですので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、青少年の非行・被害防止及び社会を明るくする運動メッセージの伝達式につきまして、ご報告を申し上げます。

去る7月3日、内閣府の、青少年の非行・被害防止メッセージ伝達式及び法務省の、社会を明るくする運動法務大臣メッセージ伝達式が役場ふれあいセンターで行われ、隠岐の島警察署長から、青少年の非行・被害防止メッセージを、また、隠岐地区保護司会長から、社会を明るくする運動 法務大臣メッセージの伝達を頂いたところでございます。

そのあと、保護司会や関係者の皆さんが広報車に乗り込まれ、国民が力を合わせ犯罪や非行を防止し、犯罪や非行のない明るい地域社会を築く運動の大切さを訴える街宣活動に出発をされておられます。

次に、名古屋チャーター便の運航につきまして、ご報告申し上げます。

6月議会におきましてご報告いたしましたが、去る7月10日と12日に名古屋小牧空港と

隠岐空港間のチャーター便が就航し、中部圏域、隠岐からそれぞれ72名の皆様に往復利用をして頂きました。

この実績を踏まえまして、9月には7日から21日までの間、8往復の観光チャーター便が運航されまして、522名のツアー客の皆様が2泊3日の日程で来島をされております。

運航会社でございます、フジドリームエアラインでは、可能であれば来年度も同様の企画を考えてみたいといったご意向でございまして、実現に向けまして取り組んでまいりたいと、このように考えております。

次に、島根県議会中山間地域・離島振興特別委員会の現地視察調査につきまして、ご報告申し上げます。

去る7月17日、役場ふれあいセンターで、島根県議会中山間地域・離島振興特別委員会の調査が行われ、7名の委員の方々と島根県関係職員、本町議会、町長、副町長ほか関係職員及び本町の経済関係団体の代表者などの出席のもと、離島であるが故に、町及びそれぞれの団体が抱える課題等についての意見交換が行われたところでございます。

次に、次期超高速船船名選定について、ご報告申し上げます。

去る7月20日、隠岐広域連合において、次期超高速船船名及び船体塗装デザイン選定委員会が開催をされまして、島内外からの応募総数421点でございましたがこの中から、今後も隠岐と本土を結ぶ架け橋となる事を願うこと、あるいは、『レインボー』という名称が島民及び全国的にも隠岐航路の高速船の代名詞として広く定着をして来ておりまして、親しみやすい名称となっていることなどから、正式名称を『レインボージェット』、略称は『レインボーJ』ということに決定をいたしました。

また、船体デザインにつきましては、レインボー2のデザインを基本とすることに決定いたしましたので、ご報告を申し上げます。

次に、全国闘牛サミット in 宇和島について、ご報告申し上げます。

去る7月23日、24日の2日間愛媛県宇和島市において、第15回全国闘牛サミット in 宇和島が、北は岩手県から南は沖縄県までの6県9市町からそれぞれの自治体関係者及び、闘牛関係団体の皆様の参加のもと開催されました。

本町からは全隠岐牛突き連合会長様をはじめ関係者の皆様と副町長、担当者が参加いたしました。

サミットでは、各地域の取り組み状況の報告や今後の地域間の交流などについて、意見交換が行われ、改めて地域間の交流促進と伝統文化の保存伝承を図り、地域活性化を進めるこ

とを確認したと、このように報告を受けたところでございます。

次に、大相撲八角部屋の隠岐合宿につきまして、ご報告申し上げます。

昨年度に引続き、第2回目となる大相撲八角部屋の隠岐合宿が7月26日から8月1日の日程で開催をされました。

今年は親方及び郷土力士4人による島前3町村の役場や交流センター、保育所、そして福祉施設の訪問を行い、交流が深められたところであります。

また、今回は、新隠岐病院開院を記念して開催されました、第14回隠岐古典相撲大会とちょうど日程が重なりましたことから、古典相撲の観戦や大会での中入りでのご挨拶など、華を添えて頂いたところであります。

ご支援、ご声援を頂きました島民の皆様、そして合宿運営にご協力を頂きました皆様方に、この場をお借りいたしましてお礼申し上げたいと存じます。

次に、砂原秀遍名誉町民の米寿を祝う会について、ご報告を申し上げます。

去る7月27日、東寺長者でございます本町の名誉町民 砂原秀遍様の米寿を祝う会が町内のホテルで行われました。

この祝う会でございますが、関西在住の隠岐出身の方々に組織されております「秀岐会」がございまして、その「秀岐会」が隠岐古典相撲の開催に併せまして、ふるさとでの祝う会を計画され、本町も一緒にお祝いをするということになりまして、議長様、副町長及び関係課長とともに出席し、ご長寿と益々のご健康を盛大にお祝い申し上げたところでございます。

次に、隠岐病院開院祝賀奉納第14回隠岐古典相撲大会について、ご報告を申し上げます。

去る7月28日から29日に、隠岐島島民の長年の願いでございました新隠岐病院の開院を記念をし、祝賀奉納第14回隠岐古典相撲がレインボーアリーナ特設会場におきまして、5年ぶりに古典相撲大会が開催をされております。

当日は、真夏の太陽が容赦なく照りつける猛暑の中、大勢の島民の皆様方を始め島外からのご来賓でございますとか、ツアー客の皆様方にもご来場頂きまして、盛大に開催をされました。当日は、取り組みの様子がインターネットで配信されておりまして、伝統ある隠岐古典相撲が全国にPRされたところでもございます。

次に、本年度のジェット便の搭乗結果等について、ご報告を申し上げます。

ジェット機就航7年目を迎えました本年は、去る8月1日から8月31日までの1か月間でございましたが、ジェット機が就航をいたしました。

本年は、昨年より定員が15人多い165人乗りのボーイング737-800型機が就航をし、バ

ードストライクの事故の影響で片道の1便が欠航をいたしましたものの、そのほかは順調に運航されました。

本年も、搭乗率80パーセントの目標を掲げておりましたが、職員及び関係者一丸となって取り組みを行なわせて頂きましたが、最終搭乗率は80パーセントを切りまして、77.4パーセントと残念ながら目標に達成することはできませんでしたが、しかし7,792名の方々にご搭乗を頂き、昨年を8月を471人上回る結果となっております。

これもひとえに、議員各位をはじめ町民の皆様方のお力添えのお陰と感謝をいたしている次第でございます。

本年の結果を踏まえ、来年度に向けては就航期間をやはり延長してほしい、そして念願であります東京直行便の実現を目標にいたしながら、今後も町民の皆様方をはじめ関係者の皆様方と力を合わせ、取り組みを強化してまいらなければならないだろうと、このように考えております。

次に、国土交通大臣杯 第5回全国離島交流中学生野球大会について、ご報告を申し上げます。

国土交通大臣杯 第5回全国離島交流中学生野球大会が、去る8月27日から30日にかけて、今年は東京都の八丈町におきまして、全国の離島の代表者21チームの参加により盛大に開催をされました。

本町からは、西郷中学校、西郷南中学校、五箇中学校の3年生11名からなります『隠岐の島あんやら一ず』を結成させて頂き、全国の離島の仲間達との交流、そして3度目の優勝を目指して、参加をさせて頂いたところであります。

選手たちは、連日、熱戦を繰り広げ、準々決勝、準決勝を順調に勝ち進み決勝戦へと駒を進めました。

決勝戦では、昨年度の大会の優勝チームであります沖縄県の久米島町チーム『久米島イーグルス』と接戦を展開し、最終回の攻撃で逆転をし、2-1のスコアで見事優勝の栄冠を勝ち取りまして、これで3回優勝旗を隠岐に持ち帰ったということです。

今回のメンバーは、11名という少人数ではございましたが、はつらつとしたプレーとその元気度は群を抜いており、大会関係者から大いに賞賛を頂いたところでございます。

子ども達は、この大会を通じ、一人ひとりが全国の離島が持つ役割でありますとか、人々が離島に住む意味を考え、ふるさとの“ありがたさ”をあらためて感じて頂き、将来、若者の先頭をきって、隠岐の島町を担って頂けるものと心強く感じております。

次に、各地で開催されました島根県人会、ふるさと全国県人会祭り、境港隠岐会につきまして、ご報告を申し上げます。

去る7月28日に、東海島根県人会、9月2日に東京島根県人会が開催をされ、それぞれの県人会は、大勢の皆様方のご出席のもと盛大に開催をされ、皆様の郷土を想う強い気持ちがあうかがわれたとの報告を受けたところでございます。

9月8日には東海地方で活動をいたします県人会が、ふるさとの魅力を紹介する、ふるさと全国県人会祭りが、39県の参加のもと名古屋市で開催をされました。それぞれの県人会がお国自慢を披露し、あるいは特産品販売を行い盛会であったとの報告を頂いております。本町からは、イワガキ・サザエなど特産品の販売と隠岐の観光PRを行なったところでございます。

また、9月9日には「境港隠岐会」が開催され、出席をいたしました。

今年は創立50周年を迎え記念式典が開催され、郷土隠岐島と境港の連携強化を再確認いたしましたところでございます。

次に、9月10日、日本島嶼学会主催によります「国境フォーラム in 隠岐」に参加をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

近年、離島をめぐる議論が活発になってまいりました。その中で日本島嶼学会は、当事者性がある空間でこれら問題を議論することが意義深いことだと位置づけまして、隠岐の島の方々から直接、生の声を聞けるよう本町において、国境フォーラムを開催することとなりました。

フォーラムでは、世界ジオパーク認定へ向けての取り組み状況の発表やソウル大学の全先生、山口県立大学の安溪先生の研究発表がございまして、私も竹島をめぐる情勢等につきまして報告をさせて頂きました。

参加をいたしました町民の方々や、学会のメンバーの方々の色々な意見を頂きまして、本当の意味での情報の交換ができたのではないかと強く感じたところでございます。

次に、島後地区交通安全大会につきまして、ご報告を申し上げます。

去る9月15日、五箇生涯学習センターにおいて、第42回島後地区交通安全大会が開催をされました。当日は天候もよく約500人の皆様方が水若酢神社から学習センターまでのパレードをいたしております。

その後、交通安全大会が開催をされまして、交通安全功労者、優良運転者及び小中学生の交通安全ポスターコンクール入選者の表彰、並びに交通安全プラカードコンテストの入選団

体の表彰が行われました。

意見発表でございますが、今年は交通安全に関する、高齢者の主張島根県大会におきまして、島根県警本部長賞を受賞されました吉田泰子様が「目指せ日本一！安心・安全隠岐の島」と題して、ご自身の体験を含め運転マナーの重要性などにつきまして具体的に発表がなされました。

次に、隠岐の島町消防団夏季訓練及び操法大会につきまして、ご報告を申し上げます。

去る9月16日、旧隠岐空港において、消防団員及び大会関係者、約400人が出席をし、隠岐の島町消防団夏季訓練及び消防操法大会が開催をされました。

火災その他の災害から町民の皆様方の生命及び財産を守るため、一生懸命訓練を重ねてまいりました消防団の消防操法大会は、午前10時30分から11チームが出場いたしまして行われ、結果は中条分団有木班が優勝をいたしました。

当日は天候にも恵まれ、大勢の観客の皆様方の応援もあり、各チームとも練習の成果を遺憾なく発揮することができたと思います。

次に、隠岐ジオパークの世界認定につきまして、ご報告を申し上げます。

9月21日、現地時間では9月20日ではありますが、ポルトガルで開催されました第11回ヨーロッパジオパーク会議において、念願でありました隠岐ジオパークの世界認定でございますが、結果的には見送られることとなりました。

世界ジオパークネットワークからは、隠岐ジオパークについては情報が不足していると判断されたため、今回の世界認定は見送られたとのことでございます。誠に残念な結果となったわけでございますが、この度の申請が完全に却下されたわけではございません。認定が保留された状況であるところのように認識をいたしております。

今後の対応につきましては、世界ジオパークネットワークからの課題等の内容を確認させて頂きました上で、島根県、隠岐4か町村で協議をし、日本ジオパーク委員会と連絡を取りながら対応をさせて頂くことになろうかと思っております。

最後に、株式会社あいらんどの経営状況報告書及び隠岐の島町教育委員会事業の点検・評価報告書につきまして、ご報告を申し上げます。

まず、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社あいらんど経営状況報告書につきましては、去る9月13日、隠岐の島町議会議長に提出をいたしております。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づきます、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書につきましても、効果的な教育行政の

推進に資するとともに、町民の皆様方への説明責任を果たしていくため、評価委員会の意見を添えまして、議長へ提出をさせていただきました。

それぞれの内容につきましては、各常任委員会におきまして担当部署から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げましたが、6月の定例会以降、私の出席をいたしました会議や諸行事の詳細につきましては、うしろに掲載をいたしておりますので、ご参照頂きたいと思います。

**議長（池田信博）**

以上で「行政報告」を終わります。

ここで、10分間休憩をいたします。

（ 本会議休憩宣告 10時30分 ）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時40分 ）

## **日 程 第 6、町長提出議案の上程**

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第72号「平成24年度隠岐の島町一般会計補正予算（第3号）」から、議第93号「町道路線の認定、変更及び廃止について」までの22件と認定第1号「平成23年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第14号「平成23年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの14件、計36件を一括して議題とします。

## **日 程 第 7、提案理由の説明**

「提案理由の説明」を行います。

ただ今議題となりました36件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

**番外（町長 松田和久）**

それでは、本日提案をさせていただきました諸議案について、ご説明を申し上げます。

議第72号「平成24年度隠岐の島町一般会計補正予算（第3号）」について、**まずご説明を申し上げます。**

歳入歳出予算の補正額は、3億8,250万6千円の追加でございます。補正後の予算額を155億8,304万8千円とするものでございます。

補正の主な内容は、鮮魚運搬船建造事業、職員の異動によります人件費、県の重点分野雇用創造事業補助金を活用した新たな雇用のための経費を、補正をお願いするものでございます。

これらの、財源につきましては、国・県補助金等の特定財源の他、鮮魚運搬船建造事業等に係る町債を補正するものでございます。

また、普通交付税及び臨時財政対策債の額が決定をいたしましたので、併せて補正計上させて頂くものであります。

普通交付税及び臨時財政対策債を合わせた額は、4千万円程度の増額となっておりますので、今回の補正の財源として充当をいたしております。

また、債務負担行為の補正といたしまして、「第2表債務負担行為補正」のとおり、期間、限度額を追加をいたしますとともに、「第3表地方債補正」のとおり、歳入歳出予算の補正に伴いまして、限度額の変更を行わせて頂くものでございます。

次に、議第73号の「平成24年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出補正の補正額は、728万8千円の減額でございまして、補正後の予算額を19億9,501万2千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、人事異動及び給料表改定等によります人件費を減額補正するものでございます。

財源につきましては、一般会計繰入金を減額するものでございます。

次に、議第74号の「平成24年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第1号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、104万1千円の減額でございます。補正後の予算額を8,205万9千円とするものでございます。

補正の主な内容は、人事異動及び給料表改定等によります人件費を減額補正するものでございます。

財源につきましては、一般会計繰入金を減額をするものでございます。

次に、議第75号の「平成24年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第1号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は247万4千円の追加でございまして、補正後の予算額を1億4,727万4千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、人事異動によります人件費の増額補正をするものでございます。

財源につきましては、前年度繰越金を充当いたします。

次に、議第 76 号の「平成 24 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第 1 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、38 万 1 千円の減額でございます。補正後の予算額を 1 億 6,721 万 9 千円とするものでございます。

補正の内容は、給料表改定等によります人件費の減額補正でございます。

財源につきましては、一般会計繰入金を減額するものでございます。

次に、議第 77 号の「平成 24 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」につきましてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、78 万 1 千円の減額でございます。補正後の予算額を 4 億 3,521 万 9 千円とするものでございます。

補正の内容は、これも人事異動によります人件費を減額補正するものでございます。

これは、一般財源でございます。

また、前年度繰越金が確定しましたので増額補正をいたしまして、併せて財政調整基金を減額するものでございます。

次に、議第 78 号の「平成 24 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」につきましてご説明を申し上げます。

予算の歳入歳出予算の補正額は、122 万 7 千円の追加でございます。補正後の予算額を 9 億 8,472 万 7 千円とするものでございます。

補正の内容は、これも人事異動によります人件費の減額補正と、消費税の納付額確定及び業務委託料の確定によります増額補正でございます。

財源につきましては、一般会計繰入金と一般財源でございます。

次に、議第 79 号の「平成 24 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）」につきましてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、145 万 6 千円の減額でございます。補正後は 2,314 万 4 千円となります。

補正の内容は、人事異動及び給料表改定によります人件費を減額補正をいたします。

財源につきましては、一般会計からの繰入金、これを減額するものでございます。

次に、議第 80 号の「隠岐の島町防災会議条例の一部を改正する条例」につきましてご説明を申し上げます。

これは、災害対策基本法の改正に伴いまして、隠岐の島町防災会議の所掌事務及び委員に

関する規定を整備するとともに、条例で引用する同法の条項名をこれに合わせるために一部改正させて頂くものでございます。

次に、議第 81 号の「隠岐の島町災害対策本部条例の一部を改正する条例」につきましては、災害対策基本法の改正に伴いまして、隠岐の島町災害対策本部条例で引用する同法の条項名をこれに合わせるため一部改正させて頂くものでございます。

次に、議第 82 号の「隠岐の島町印鑑条例の一部を改正する条例」、それから議第 83 号の「隠岐の島町手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてでございますが、住民基本台帳法の改正に伴い一部改正を行うものでございます。

改正の内容は、外国人登録法が廃止をされまして、外国人住民の方々につきましても、住民基本台帳に記録されることとなりますことから、所要の整備を行わせて頂くものでございます。

次に、議第 84 号の「隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてでございますが、健全かつ安定的な国民健康保険事業を運営してまいりますために、保険税率の改定が必要となりましたので、改正させて頂くものでございます。

改正の内容でございますが、基礎課税分及び介護納付金課税分に係る所得割合、均等割合及び平等割合額をそれぞれ増額をさせて頂くものでございまして、平均をいたしますと概ね 11 パーセントの改定率となるものでございます。

次に、議第 85 号の「隠岐の島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い改正が必要となったものでございます。

これは、災害弔慰金の支給対象となります遺族の範囲につきまして、配偶者、子、父母、孫、あるいは祖父母のいずれもが存在しない場合に限り、兄弟姉妹を支給対象に加えようとするものでございます。

これらの改正に併せて、「障害」及び「障害者」の「害」の字の漢字表記をひらがなに改めるものでございます。

次に、議第 86 号の「隠岐の島町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例」につきましては、中央公民館の陶芸設備につきまして、使用料の規定が不備でございましたため、このたび条例に追加をさせて頂くものでございます。

議第 87 号の「隠岐の島町公営住宅管理条例の一部を改正する条例」につきましては、公営住宅法の改正に伴いまして、本町の公営住宅の管理を第三者に代行させることが可能となり

ましたので、島根県住宅供給公社へ管理代行を行わせるため一部改正をさせて頂くものであります。

次に、議第 88 号の「隠岐の島町若者定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例」につきましては、本町が、島根県住宅供給公社から管理受託をしております「ハイツ田井」住宅につきましては、公社賃貸住宅の管理及び家賃等並びに譲渡に関する契約、第 9 条の規定により、本町が当該住宅を取得することとし、これを本町の若者定住促進住宅に加えるものでございます。

次に、議第 89 号の「工事請負契約の締結について〔町道中町中条線道路改良工事〕」についてでございますが、去る 9 月 3 日、11 者によりまず指名競争入札を執行しましたところ、株式会社竹田組が落札をいたしましたので、同社と契約金額 6,825 万円で工事請負契約を締結したたく、議決を求めるものでございます。

次に、議第 90 号の「物品購入契約の締結について〔小型ノンステップバス〕」についてでございますが、去る 9 月 3 日、6 者によりまず指名競争入札を執行いたしましたところ、有限会社隠岐車両が落札をいたしましたので、同社と契約金額 1,925 万 9,548 千円で物品購入契約を締結したたく、議決を求めるものでございます。

次に、議第 91 号「物品購入契約の締結について〔小型動力ポンプ付水槽車〕」についてでございますが、これは 9 月 11 日、3 者によりまず指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社吉谷が落札をいたしましたので、同社と契約金額 3,517 万 5 千円で物品購入契約を締結したたく、議決を求めるものでございます。

次に、議第 92 号「物品購入契約の締結について〔小型動力ポンプ付積載車〕」についてでございますが、去る 9 月 11 日、3 者によりまず指名競争入札を執行いたしましたところ、これも株式会社吉谷が落札をいたしました。同社と契約金額 761 万 2,500 円で物品購入契約を締結したたく、議決を求めるものでございます。

次に、議第 93 号「町道路線の認定、変更及び廃止について」ご説明を申し上げます。

始めに、認定する路線の磯 304 号線及び磯 305 号線は、平地区及び加茂地区で寄付採納されました路線でございます。

また、中条 273 号線は雨来地区内の八尾川の河川管理道路でございますが、島根県が舗装を終えましたので、今後町道として管理して行くため追加認定をするものでございます。

次に、変更をいたします路線でございますが、まず、東郷 42 号線、東郷 43 号線、東郷 46 号線、東郷 48 号線、東郷 51 号線、そして東郷 52 号線の 6 路線につきましては、大久地内の

漁業集落道整備に伴いまして起終点が変わってまいります。この変更に伴いましてお願いをするものでございます。

中条 38 号線は、用途廃止の申請がございました。代替道路を設置しましたので変更させて頂くものでございます。

次に、廃止をいたしません路線でございますが、西郷 71 号線は港町地内の八尾川改修に伴い、また、中条 79 号線、中条 81 号線は銚子ダム整備に伴いまして、そして中条 90 号線は銚子地区の圃場整備に伴い、それぞれ廃道となっていたため、今回廃止の手続きを改めてさせて頂くものでございます。

次に、認定第 1 号の「平成 23 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第 14 号「平成 23 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの認定案件 14 件は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定によりまして、決算書の調整を終え、監査委員の審査が終了をいたしましたので、同項の規定に基づき監査委員の意見書を添えて、議会の認定に付するものでございます。

また、財政健全化法により、決算認定にあたり健全化判断比率とその関係書類につきましても監査委員の審査に付し、同法第 3 条の規定により監査委員の意見書をつけて当該比率の状況を議会に報告させて頂くものであります。

まず、一般会計決算の概要でございますが、歳入総額は、179 億 9,920 万 1,430 円、歳出総額は、178 億 273 万 1,093 円の決算となり、歳入歳出の差引額でございます形式収支額は、1 億 9,647 万円余の黒字となっておりまして、次年度への繰越財源を控除した実質収支額は、1 億 4,864 万円余りの黒字となったところでございます。

続きまして、平成 23 年度普通会計決算における財政状況の概要についてご説明を申し上げます。

財政の弾力性を示す経常収支比率でございますが、前年度より 1.5 ポイント高くなり 89.2 パーセントとなっております。このうち公債費の比率は、36.9 パーセントから 36.4 パーセントまで改善をされております。

合併後、財政健全化へ向けまして行財政改革の推進などいろいろな取り組みを行い、その効果として徐々にではございますが、良い方向へ向かっていると考えております。

しかしながら、町財政の主要財源が地方交付税でございます本町にとりまして、その額で財政指標が左右されることから、その同項に留意しつつ、更なる取り組みが必要な状況には変わりないということでございます。

なお、地方債の残高につきましては、起債の発行抑止の取り組みでありますとか、繰上償還の効果もございまして、前年度比で7億円程度が減少をいたしまして、236億8,792万円余りとなり、着実にこれも減少しております。

基金の残高でございますが、公債費の繰上償還等の財源として減債基金等を取り崩しましたので、前年度比で7億5,073万円余りが減少をし、42億838万円の残高となっております。

次に、各特別会計の決算でございますが、厳しい財政運営ではございましたが、一般会計からの繰入金などで収入を確保をし、それぞれの会計において黒字決算とすることができました。

これら決算の概要につきましては、歳入歳出決算書を始め、配付をいたしました決算関係書類をご覧頂きますようお願いを申し上げ、ご説明は省略させていただきます。

次に、財政健全化法に基づく判断比率について、ご報告を申し上げます。

この判断比率には、財政状況をフロー的に見る、実質赤字比率、連結実質赤字比率、あるいは実質公債費比率及びストック的に見る将来負担比率の四つの指標がございます。

このうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の二つの比率につきましては、本町は、全会計で黒字決算となっておりますので、算定の対象外となっております。

実質公債費比率につきましては、3か年平均で表わす指数が前年度の19.6パーセントから18.2パーセントへと大きく改善がなされております。

また、将来負担比率につきましては、基準数値350パーセントに対しまして、本町の比率は、93.5パーセントでございまして、これも大きく350パーセントと下回る結果となっております。

もう一点、公営企業における資金不足比率につきましては、本町の対象事業は上水道事業がございまして、資金不足になっておりませんことから、これも対象外であることをご報告申し上げます。

以上、36件の諸議案につきましてご説明を申し上げましたが、何卒慎重ご審議を頂きまして、適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由のご説明に代えさせていただきます。よろしく願いをいたします。

**議長（池田信博）**

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

## **日 程 第 8、決算審査報告**

「決算審査報告」を行います。

監査委員に、審査及び監査の報告を求めます。

番外：大西代表監査委員

番外（ 代表監査委員 大 西 利 明 ）

平成 23 年度一般会計及び特別会計の審査及び、平成 24 年度定期監査を次のように実施いたしましたので、その結果及び意見・要望について報告いたします。

実施期間は、平成 24 年 8 月 20 日から 8 月 23 日の 4 日間実施いたしました。

審査及び監査対象会計件数は、一般会計が 1 件、特別会計が 12 件でございます。

審査及び監査の状況ですが、決算審査につきましては、平成 23 年度歳入歳出決算書・同付属書類・財産に関する調書等、その他関係調書に基づいて、計数に誤りはないか、予算の執行は適正になされているかを、事務事業の実施状況を聴取する等の方法で実施いたしました。

監査につきましては、現金出納検査及び事務執行適否監査を、担当者から状況説明を受けながら実施いたしました。

審査及び監査の結果ですが、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、同付属書類の計数は、それぞれ正確に処理されており誤りがなかったことを認めました。

監査においては、出納検査の結果、歳計現金・歳計外現金・基金等の管理保管について、正確に処理されていたことについて認めました。

財政状況及び審査意見について、一般会計では予算総額 184 億 4,748 万円に対し、収入済額は 179 億 9,920 万 1,430 円で収入率は 97.4 パーセントとなっております。また、支出済額は、178 億 273 万 1,093 円で執行率は、96.4 パーセントとなっており、結果は、1 億 9,647 万 337 円の剰余を生じております。

特別会計 12 件につきましては、それぞれ黒字決算で会計年度を終えております。

意見といたしまして、予算の執行については、一般会計のみでなく各特別会計においても、徹底した経費節減を図るとともに、財源の確保と効果のある事務事業の執行をお願い申し上げておきたいと思っております。

課題についてでございますが、町税並びに法令等に基づく分担金、負担金及び使用料手数料等の滞納処理について、納税推進係を中心として徴収業務に努めていることについては評価するものではありませんが、滞納額は年々増加の傾向にあり、今後とも徴収業務に努力するよう望むものであります。

不納欠損処理については、個々の滞納者の実態調査並びに法的根拠に基づき適正な処理に努めていただきたいと思います。

以上、平成 23 年度各会計決算審査及び平成 24 年度定期監査の報告といたします。

続きまして、平成 23 年度上水道事業会計決算審査報告をいたします。

審査日は、平成 24 年 7 月 5 日、1 日間であります。

審査対象は、決算書・決算付属書類・関係諸帳簿類の計数及び内容について審査をいたしました。

審査の報告といたしまして、決算書その他関係諸表の計数は正確に処理されておりました。

また、予算の執行についても適正であったことを認めました。

審査意見といたしまして、決算審査を通じて上水道事業経営について意見を申し述べます。

本企業は、常に収益の向上に努め経費の節減、施設の管理運営に一層の努力と安定した経営を行うことを望むものであります。

営業収支については、収益的収入関係では、給水収益は前年に比し、560 万円余りの減であります。また、収益的支出関係では、支払利息は繰上償還などにより 950 万円余りの減となっています。

今年度は、1,033 万 3,554 円の黒字決算となっており、今年度末の累積欠損額は 2,925 万 5,687 円であります。

課題といたしましては、水道料の未収金の徴収業務については、本庁の納税推進係と連携を図り、収納率の向上に努めて頂きたい。

予算の執行にあたっては、より効果的にまた、経費節減に努めて頂きたい。

以上、平成 23 年度上水道事業会計決算審査の報告といたします。

**議長（池田信博）**

以上で「決算審査報告」を終ります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 11時12分）

（全員協議会開会宣告 11時12分）

**議長（池田信博）**

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 12時00分）

ただ今より、昼食休憩といたします。

（本会議休憩宣告 12時00分）

**議長（池田信博）**

本会議を再開します。

( 本会議再開宣告 13時30分 )

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

( 本会議休憩宣告 13時30分 )

( 全員協議会開会宣告 13時30分 )

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

( 本会議再開宣告 13時36分 )

## 日 程 第 9、休 会 に つ い て

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

明日、9月27日は特別委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認め、その様に決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。

次の本会議は、9月28日、金曜日、一般質問を行います。

本日は、これにて散会します。

( 散 会 宣 告 13時36分 )

以 下 余 白